

「監査結果に基づき知事等が講じた措置」の報告について

監査委員は、第四回都議会定例会に「令和4年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）」を報告しました。

これは、これまでに行った指摘事項、意見・要望事項について、年2回、知事等関係機関が実施した改善内容の通知を受け、公表するものです。

1 改善状況

未改善であった指摘事項、意見・要望事項140件のうち、108件が改善済みとなりました。

2 措置内容の例

- 中央卸売市場の一部の場の通用口について、監視カメラの設置等がされておらず、人通りの少ない時間などに不審者が入場した場合に適切に監視ができない状況となっていたものがあったため、監視カメラの設置等により通用口を適切に管理するよう求めました。

⇒ 指摘を受けた通用口に対して、監視カメラの設置を完了しました。

(P. 6、P. 19)

- 都市整備局は、乗合バス車内の感染症対策に係る整備事業に対し、導入経費の一部を補助していますが、補助金交付申請書の関係書類として求めている資料が添付されておらず、補助対象経費の根拠が確認できないにもかかわらず、交付決定を行っているなど、改善すべき事例が認められました。そこで、補助金の交付決定、額の確定及び要件審査等を適正・適切に行うよう求めました。

⇒ 必要資料を徴し交付対象等であることを確認するとともに、チェックシート等により審査におけるチェック体制を強化しました。(P. 7、P. 28-29)

- 教育庁は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために都立図書館の来館サービスを休止した期間は、自動販売機等設置事業者から受け取る施設の使用料等を免除し、既納分は還付することとしていましたが、使用料の還付までに時間を要した事例が認められたため、還付に係る手続を速やかに行うよう求めました。

⇒ 過年度還付案件の一覧を作成し適切に進行管理を行うこととするとともに、関係部所が適切に連携・確認をとりつつ、遅滞なく還付手続を行うこととしました。

(P. 8、P. 65)

- ◎ 報告の内容は、監査事務局ホームページでも公表しています。

監査事務局ホームページ：<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

- ◎ 過去の指摘事例、改善措置は「監査指摘・改善措置等検索システム」で確認できます。

監査指摘・改善措置等検索システム：<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/search/>

問合せ先 監査事務局総務課
直通 03-5320-7017